

「議案第 90 号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 2 及び川崎市議会会議
規則第 16 条の規定により提出いたします。

平成 21 年 10 月 2 日

川崎市議会議長 潮 田 智 信 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子

「議案第 90 号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」
に対する修正案

「議案第 90 号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」の一
部を次のように修正する。

第 33 条第 1 項第 1 号の改正規定中

「

超 過 料 金 （ 1 立 方 メートルにつき）	
8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分	95円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	139円
20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	185円
25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	194円
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	209円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	253円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	278円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	329円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	343円
1,000立方メートルを超える分	357円

」

を

「

超 過 料 金 （ 1 立 方 メートルにつき）	
8 立方メートルを超え10立方メートルまでの分	95円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	

分	112円
20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	185円
25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	194円
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	209円
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	253円
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	278円
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	329円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	346円
1,000立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分	360円
2,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	369円
5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	377円
10,000立方メートルを超え30,000立方メートルまでの分	398円
30,000立方メートルを超える分	411円

」

に改め、同項第1号の次に1号を加える改正規定のうち第2号中「185円」を「242円48銭」に改める。

提 案 理 由

水道料金の改定について、一般家庭に対する値下げを中心に行うこととするため修正するものである。